

議案第115号

つくば市職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の旅費の特例に関する条例（平成30年つくば市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「日当」の次に「（外国旅行の日当を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

外国旅行については、通信や移動手段等の選択肢が限られ、諸雑費の個人による負担が国内旅行に比して多いことから、特例条例による適用から除外し、外国旅行の日当を支給するため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員の旅費の特例に関する条例（平成30年つくば市条例第19号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （旅費の特例）</p> <p>第2条 職員には、他の条例の規定にかかわらず、当分の間、旅費（費用弁償として支給する旅費を含む。以下同じ。）のうち日当 <u>（外国旅行の日当を除く。）</u> を支給しない。</p> <p>第3条（以下略）</p>	<p>第1条（略） （旅費の特例）</p> <p>第2条 職員には、他の条例の規定にかかわらず、当分の間、旅費（費用弁償として支給する旅費を含む。以下同じ。）のうち日当 _____ を支給しない。</p> <p>第3条（以下略）</p>